

○ 熊本市手数料条例（昭和25年告示第20号）新旧対照表

改正後（案） 【規則で定める日】 第2条	改正後（案） 【令和4年12月1日】 第1条	現行
第1条 本市は、別に規定するもののほか、この条例の定めるところにより、手数料を徴収する。	第1条 本市は、別に規定するもののほか、この条例の定めるところにより、手数料を徴収する。	第1条 本市は、別に規定するもののほか、この条例の定めるところにより、手数料を徴収する。
第2条 手数料を徴収する事項及びその額は、次のとおりとする。	第2条 手数料を徴収する事項及びその額は、次のとおりとする。	第2条 手数料を徴収する事項及びその額は、次のとおりとする。
(1) 印鑑に関する証明 1件につき 400円	(1) 印鑑に関する証明 1件につき 400円	(1) 印鑑に関する証明 1件につき 400円
(2)～(4) 略	(2)～(4) 略	(2)～(4) 略
(5) 住民票又は戸籍附票の写しの交付 1件につき 400円	(5) 住民票又は戸籍附票の写しの交付 1件につき 400円	(5) 住民票又は戸籍附票の写しの交付 1件につき 400円
(6)～(9) (略)	(6)～(9) (略)	(6)～(9) (略)
(10) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍法(昭和22年法律第224号)第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき 450円	(10) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍法(昭和22年法律第224号)第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき 450円	(10) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍法(昭和22年法律第224号)第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき 450円
(11)～(16) (略)	(11)～(16) (略)	(11)～(16) (略)
(17) 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の10の証明書(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第97条の2第1項に規定する軽自動車税種別割の滞納がないことを証するもの及び次号から第19号までに掲げるものを除く。)の交付 1年度1税目につき(全ての市税につき滞納がないことを証するものにあつては、1件につき) 400円	(17) 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の10の証明書(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第97条の2第1項に規定する軽自動車税種別割の滞納がないことを証するもの及び次号から第19号までに掲げるものを除く。)の交付 1年度1税目につき(全ての市税につき滞納がないことを証するものにあつては、1件につき) 400円	(17) 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の10の証明書(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第97条の2第1項に規定する軽自動車税種別割の滞納がないことを証するもの及び次号から第19号までに掲げるものを除く。)の交付 1年度1税目につき(全ての市税につき滞納がないことを証するものにあつては、1件につき) 400円
(18) 市税につき滞納処分を受けたことがないこ	(18) 市税につき滞納処分を受けたことがないこ	(18) 市税につき滞納処分を受けたことがないこ

との証明書の交付 1件につき 400円 (18)の2 地方税法第382条の3の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付 1枚につき 400円 (19) 課税台帳等の記載事項等に係る証明書(前号に掲げるものを除く。)の交付 1枚につき(複数枚にわたり同一世帯員を列記し、証明する所得証明書にあっては、1件につき) 400円 (19)の2～(54) 略 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号、第5号、第17号、第18号の2又は第19号に規定する事項に係る証明書等の交付を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して証明書等自動交付機(市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末装置であって、証明書等の交付を受けようとする者が当該端末装置を用いて必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を介して行う場合における手数料は、これらの号に掲げる1単位につき200円とする。 第3条～第9条 (略) 附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>削る</u>	との証明書の交付 1件につき 400円 (18)の2 地方税法第382条の3の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付 1枚につき 400円 (19) 課税台帳等の記載事項等に係る証明書(前号に掲げるものを除く。)の交付 1枚につき(複数枚にわたり同一世帯員を列記し、証明する所得証明書にあっては、1件につき) 400円 (19)の2～(54) 略 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号、第5号、第17号、第18号の2又は第19号に規定する事項に係る証明書等の交付を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して証明書等自動交付機(市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末装置であって、証明書等の交付を受けようとする者が当該端末装置を用いて必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を介して行う場合における手数料は、これらの号に掲げる1単位につき200円とする。 第3条～第9条 (略) 附 則 <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>2 当分の間、第2条第2項の規定の適用については、同項中「第5号」とあるのは「第5号、第10</u>	との証明書の交付 1件につき 400円 (18)の2 地方税法第382条の3の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付 1枚につき 400円 (19) 課税台帳等の記載事項等に係る証明書(前号に掲げるものを除く。)の交付 1枚につき(複数枚にわたり同一世帯員を列記し、証明する所得証明書にあっては、1件につき) 400円 (19)の2～(54) 略 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号、第5号、第17号、第18号の2又は第19号に規定する事項に係る証明書等の交付を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して証明書等自動交付機(市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末装置であって、証明書等の交付を受けようとする者が当該端末装置を用いて必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を介して行う場合における手数料は、これらの号に掲げる1単位につき200円とする。 第3条～第9条 (略) 附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>
--	--	---

号」と、「200円」とあるのは「10円」とする。

読替後

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号、第5号、第10号、第17号、第18号の2又は第19号に規定する事項に係る証明書等の交付を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して証明書等自動交付機(市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末装置であって、証明書等の交付を受けようとする者が当該端末装置を用いて必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を介して行う場合における手数料は、これらの号に掲げる1単位につき10円とする。

附 則

この条例中第1条の規定は令和4年12月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。